

訪問型サービス(第1号訪問事業)

重要事項説明書

社会医療法人財団 天心堂

ホームヘルパーステーションたんぽぽ

戸次事業所

1 相談窓口

電 話 097-597-4788
(午前8時30分～午後17時30分まで)

担 当 サービス提供責任者

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所
所在地	大分市大字中戸次寺ノ内5111-1
介護保険指定番号	訪問介護、介護予防訪問介護 (大分県 4470103831号)
サービスを提供する地域	大分市大南地区(戸次・吉野・判田・竹中) (上記地域以外の方でご希望の方はご相談下さい)

(2) 当事業所の職員体制

- 常勤介護福祉士 5名以上 (内1名を訪問事業責任者として配置)
- 訪問介護職員 40名以上 (内5名以上を訪問事業専従従事者として配置)

(3) 営業日及び提供時間帯

月～金曜日：8時30分～17時30分

土曜日：8時30分～12時30分

日曜日・祝祭日については要相談とする。

※年末年始による休業日は12月30日から1月3日まで

3 サービス内容(例)

(1) 生活援助

- ①安否確認を含む健康チェック
- ②買物
- ③洗濯(洗濯物の取り入れ・片付け・洗濯干し)
- ④掃除(掃除機かけ・掃き掃除・居室・トイレ・浴室等)
- ⑤寝具管理(布団干し・シーツ交換)
- ⑥環境等整備
- ⑦相談業務

(2) 身体介護(訪問型サービスみなしのみ)

- ①食事介助(準備・配膳・摂食介助・後片付け等)
- ②入浴介助(清拭・部分浴・全身浴・洗面等)
- ③排泄介助(トイレ誘導及び介助・オムツ交換等)
- ④体位交換(安楽な姿勢保持・褥瘡予防による体位交換等)
- ⑤相談業務

※ 上記のサービス内容は、介護保険法に定めるサービス内容に準ずる。また、看取り期にある利用者もサービス対象者と定め支援を行う

4 利用料金

1. 利用料金 訪問型サービス(第1号訪問事業)を提供した場合の額は、大分市長が定める告示額によるものとする。

2. その他の費用

- (1) 通常の実施地域以外で行われる訪問型サービス(第1号訪問事業)の交通費
運営規程 第11条に定める通常の事業実施地域を越えて行う訪問型サービス(第1号訪問事業)に要した交通費はその実費相当額を徴収する。
自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから1km当たり30円(税別価格)を徴収する。

(2) キャンセル料

原則、利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知、もしくは病変、急な入院等その他私用に関してのやむを得ない事情がある場合はサービス提供開始時間から2時間前までの間に通知することにより、利用料金を負担する事なくサービス利用を中止することができます。尚、サービス利用開始から2時間以内にサービス中止の通知がない場合は別途定めたキャンセル料金を頂きます。ただし災害によるサービスの中止の場合は除きます。

キャンセル料：利用料の60%

(3) その他

① サービス提供に係る光熱水費等

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気などの費用は利用者のご負担となります。

② 料金のお支払方法

当該月利用分を翌月15日頃までに請求をいたしますので、翌月末までにお支払い下さい。お支払い確認後、領収書を発行いたします。

お支払方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からお選び頂きます。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

○利用申し込みを受け付ける。

○利用者の居宅を訪問し、事業内容等を説明した後、契約を締結する。

○担当介護支援専門員等より居宅サービス計画原案等の提供を受ける。

○サービス担当者会議に参加する。

○介護予防サービス支援計画に基づき訪問型サービス(第1号訪問事業)計画を作成し、利用者や家族に同意を得る。

○訪問型サービス(第1号訪問事業)計画に基づいてサービスの提供を開始する。

○定期的・継続的にモニタリング(経過管理)を実施し、訪問型サービス(第1号訪問事業)計画の継続・変更などについて検討する。

○定期的あるいは必要に応じて訪問型サービス(第1号訪問事業)計画の変更などをを行う。

(2) サービスの中止

①利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

②利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書別紙】に定める方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いとあわせて請求します。

(3) 契約の終了

- ①利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ②事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ③次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が守秘義務に反した場合
 - ・事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が倒産した場合
- ④次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・利用者のサービス利用料金の支払が6ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ・利用者又はその家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ・利用者又はその家族が、担当職員の訪問を拒否することにより利用者の状況把握が困難となる場合
 - ・事業所の職員体制との関係で、利用申込に応じられない場合
 - ・地理的理由により、十分なサービス提供に努めることができないと判断される場合
 - ・事業所職員に不当に著しい恐怖感を与えた場合
 - ・セクシャル・ハラスメント行為が行われる場合
 - ・通常提供されるべきサービスの範囲を超えて、訪問型サービス(第1号訪問事業)の提供以外の訪問呼出や電話対応を頻回に求められることにより、他の利用者へのサービス提供に支障がでると判断される場合
- ⑤次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(4) 契約の自動終了

以下の場合は、双方に通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人福祉施設に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合

(5) 次の事由に該当した場合は、制度上禁止されている行為によりサービス提供が困難となります。(利用者の日常生活の範囲を超えると考えられる行為)

- ①利用者以外のご家族に係る洗濯・調理・買物・布団干し
- ②自家用車の洗車・清掃
- ③草むしり
- ④ペットの世話
- ⑤植木の剪定等の園芸、花木の水やり
- ⑥田畠仕事
- ⑦その他

(6) その他上記に準じ、適切な訪問型サービス(第1号訪問事業)の提供が困難と判断される場合

6 当事業所の訪問型サービス(第1号訪問事業)の特徴等

(1) 運営の方針

利用者的人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、利用者的心身の状況やおかれている環境等に応じて、きめ細やかなサービスを提供します。また、サービスの提供を通じて、サービス従業者一人一人が利用者から勉強させて頂く気持ちを忘れずに、日々努力し精進します。

要支援状態等の利用者には、利用者の意欲を高めるような働きかけを行い、ご自身ができることはご自身で行って頂くことを基本とし、できない部分や困難な部分を利用者と一緒にを行うことで、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
訪問事業従事者変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい 可能な限り対応させて頂きます
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	月1回内部研修、 適宜外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時又は事故発生時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	①氏名	
	連絡先	
	②氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する相談・要望、苦情・虐待及びハラスメント等窓口

① 当事業所担当窓口

【担当】 古庄 達彦 電 話 097-597-4788

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大分市長寿福祉課 電 話 097-537-5679

国民健康保険連合会 電 話 097-534-8470

対応時間：8時30分から17時15分

9 当法人の概要

法人所在地	大分市大字中戸次二本木5956番地	
名称・法人種別	社会医療法人財団 天心堂	
代表者役職・氏名	理事長 河村 忠雄	
併設事業所	病院・診療所	5カ所
	訪問看護	1カ所
	訪問リハビリ	2カ所
	訪問介護	1カ所
	介護老人保健施設	2カ所
	通所リハビリテーション	3カ所
	居宅介護支援	2カ所
	地域生活支援センター	1ヶ所
	有料老人ホーム	1ヶ所

附則

本重要事項説明書は2025年4月1日から適用する。